

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の用紙は美浦村役場税務課(5番窓口)で配付しています。

また、美浦村ホームページからダウンロードできます。(https://www.vill.miho.lg.jp/)

[トップ](#) → [くらし・環境](#) → [税金・年金](#) → [個人住民税](#) → [給与支払報告書\(総括表・個人別明細書\)の提出について](#)

1 提出期限 令和7年1月31日(金)

※提出期限を過ぎると6月当初からの課税に間に合わない場合があります。

2 提出先 受給者の令和7年1月1日現在の住所所在地の市区町村

(令和6年中に退職した方は、退職日現在の住所所在地の市区町村)

※該当者がいない場合は、提出する必要はありません。

3 対象者 令和6年中に給与の支払いを受けた方全員

について、給与支払報告書を作成し提出してください。(源泉徴収税額の有無にかかわらず、令和6年中の中途退職者、アルバイト・パート等、役員等を含む)
給与の支払金額が30万円以下であっても、個人住民税課税の資料になりますので、提出のご協力をお願いします。

4 提出書類 ※令和5年度(令和4年分)から副本の提出は不要になりました。 正本のみ提出してください。

- (1) 給与支払報告書 総括表…1枚 提出してください。
令和6年度に美浦村で特別徴収義務者として指定されている事業所には、美浦村が作成した赤色刷の総括表を送付いたします。
- (2) 給与支払報告書 個人別明細書…1人につき1枚 提出してください。
記入に際しては「令和6年分給与所得の源泉徴収票」と同じ要領で記入してください。

◇ 異動が生じた(退職・転勤・休職等により給与の支払を受けなくなった)場合は、 「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

提出先は、受給者の1月1日現在住所地の市区町村です。令和6年度住民税の特別徴収の指定を受けている市区町村と、令和7年度給与支払報告書を提出する市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に異動届出書を提出してください。

5 電子データによる提出について

◇ eLTAX(エルタックス) または 光ディスクによる提出を受け付けています。

※電子データで提出された場合、同内容を紙媒体で郵送する必要はありません。

※前々年における給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上であるときは、電子データでの提出が義務付けられています。

(ア) eLTAX(エルタックス) 地方税ポータルシステム

給与支払報告書や異動届出書等の電子申告が可能です。1回のデータ送信操作で複数の市町村に提出できる等のメリットがあります。また、給与支払報告書と源泉徴収票を市町村と税務署に同時に提出でき、すべての市町村に一括して特別徴収税額の納入ができます。ぜひご利用ください。

《eLTAXに関するお問い合わせ先》 eLTAX ホームページ (https://www.eltax.lta.go.jp)

(イ) 光ディスク

CD-R、DVD-Rが利用できます。

- レーベル面に右記事項を記載してください。

(油性ペンまたはラベル貼付)

- データ仕様：総務省「光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合の規格等について」https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku

①提出先市町村名	⑤指定番号
②提出者名	⑥提出件数
③提出者住所	⑦提出年月日
④法人番号	
__枚のうち__枚目	

裏面に総括表と個人別明細書の記入方法があります

<個人別明細書の記入方法>

⑦ 給与支払報告書 個人別明細書

※1 概要欄

※2 生命保険料の金額の内訳

※3 住宅借入金等特別控除の額の内訳

※4 控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族

※5 「ひとり親」欄と「寡婦」欄

※6 基礎控除の額

※7 所得金額調整控除額

※8 提出済みの給与支払報告書に訂正や追加があり再提出する場合は、余白に「訂正」「追加」と記入し、個人別明細書と一緒に提出してください。

※9 前年も美浦村で特別徴収している場合は、指定番号をご記入ください。

※10 法人番号（個人事業主の場合は個人番号）をご記入ください。

※11 給与支払者の氏名又は名称をご記入ください。

※12 4の所在地をご記入ください。

※13 連絡者の氏名、所属課、係名、電話番号をご記入ください。

※14 給与の総受給者数をご記入ください（美浦村以外の受給者も含みます）。

※15 報告人数（美浦村に提出する分）について、特別徴収・普通徴収（退職者）・普通徴収（退職者を除く）の各対象者数と合計をご記入ください。

●特別徴収ができない方の場合、概要欄に該当する普通徴収切替理由の符号（普A～普Fのいずれか）をご記入ください。
*併せて普通徴収切替理由書に人数の記入が必要です。

●前職分の加算額がある場合は、支払者名・給与額・社会保険料等をご記入ください。

●年末調整をした給与等の場合、令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。
実際に控除した年調減税額…源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額…控除外額 × × × 円
（控除しきれなかった金額がないときは「控除外額0円」）
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合…非控除対象配偶者減税有

●年末調整をしない給与等の場合、令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

●生命保険料の控除額がある場合は、生命保険料の支払額の内訳をご記入ください。

●住宅借入金等特別控除の適用を受けられる場合で特定取得に該当する場合は、住宅借入金等特別控除区分欄に「(特)」とご記入ください。
例：一般の住宅借入金等特別控除の適用がある場合…「住」
その住宅の取得が特定取得に該当する場合…「住(特)」

●氏名・フリガナ・マイナンバー（個人番号）を記入してください。また、控除対象配偶者または16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に○をご記入ください。
控除対象扶養親族が非居住者の場合は、区分の欄に、該当する区分の番号をご記入ください

●ご本人の合計所得金額が1,000万円を超えており、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができない場合は、（源泉・特別）控除対象配偶者欄の記入は不要です。

●婚姻歴や性別にかかわらず、所得500万円以下で、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身の方は「ひとり親」欄をご記入ください。

●「給与と所得者の基礎控除申告書」から転記してください。
基礎控除の額が48万円の場合は転記の必要はありません。

●給与収入が850万円超で、以下のいずれかに該当する方が対象となります。所得金額調整控除の額をご記入ください。
① 本人が特別障害者 ② 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する ③ 23歳未満の扶養親族を有する

記載方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

<総括表・普通徴収切替理由書の記入方法>

給与支払報告書（総括表）

美浦村長 へて

令和 年 月 日 提出

1 2

3 4 5 6 7 8 9

普通徴収切替理由書

市町村名 美浦村 指定番号 2

給与支払者の氏名又は名称

1 提出済みの給与支払報告書に訂正や追加があり再提出する場合は、余白に「訂正」「追加」と記入し、個人別明細書と一緒に提出してください。

2 前年も美浦村で特別徴収している場合は、指定番号をご記入ください。

3 法人番号（個人事業主の場合は個人番号）をご記入ください。

4 給与支払者の氏名又は名称をご記入ください。

5 4の所在地をご記入ください。

6 連絡者の氏名、所属課、係名、電話番号をご記入ください。

7 給与の総受給者数をご記入ください（美浦村以外の受給者も含みます）。

8 報告人数（美浦村に提出する分）について、特別徴収・普通徴収（退職者）・普通徴収（退職者を除く）の各対象者数と合計をご記入ください。

9 8で普通徴収対象者がいる場合は、その内訳人数として該当する「普通徴収の切替理由」ごとの人数をご記入ください。
また各対象者の個人別明細書の概要欄（※1）にも、該当する普通徴収切替理由の符号（普A～普F）をご記入ください。
内訳人数の記入がない場合や、個人別明細書に普通徴収切替理由の符号の記入がない場合は、原則通り特別徴収対象者となります。